

事務局説明資料

～間接金融に関する中間とりまとめの進捗報告等について～

2022.09.20

中小企業庁 金融課

1. 中間とりまとめの進捗

(ウイズコロナ・ポストコロナの間接金融のあり方について)

2. 信用補完制度を活用した経営者保証改革

3. 御議論いただきたい論点

コロナ資金繰り支援の効果検証・増大する債務への対応①

1. 中間とりまとめにおける記載

(1. コロナ資金繰り支援の状況)

…今後の危機に備えて、政策介入のあり方等についても、検証を行うことが必要である。①こうした観点や、利用可能なデータの特性も踏まえつつ、引き続き、一般社団法人 CRD 協会等の協力も得つつ、更なる効果検証を行っていくことが必要である。

(2. 増大する債務への対応)

…本年3月に経済産業省・金融庁・財務省の連名で「中小企業活性化パッケージ」を策定したところである。引き続き、本パッケージに基づく支援を着実に実行することが必要であり、官民金融機関、信用保証協会においても、個別の事案に応じた債務減免等の債務整理を伴う事業再生支援も含め、必要な支援に取り組むべきである。その際、①「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」の周知や、②地方自治体による求償権放棄条例の整備も促していくべきである。

2. 進捗状況

(1. コロナ資金繰り支援の状況)

- ① コロナ資金繰り支援の効果検証について、CRD協会等のデータを活用し、コロナに関連する融資がどのような特性の**事業者にどのような影響を与えたかを多面的に分析する**。具体的には、業種などの特性ごとに、借り入れた企業群と借り入れなかった企業群との間で、コロナ前、コロナ期間中、現在などの複数時点における、従業員数など様々な指標を用いて分析を行う。

(2. 増大する債務への対応)

- ① **信用保証協会が再生計画に同意する際の運用を明確化**。具体的には、「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」における表現ぶりに合わせる形で見直しを実施。
- ② **「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」**について、他の関連施策とともに、金融機関・中小企業向けの**広報活動**(リーフレットの作成や研修会等)を順次実施。
- ③ **求償権放棄条例**について、本年6月に**福岡県にて条例が成立**。条例未制定の13自治体についても、引き続き、働きかけを行っていく。

増大する債務への対応②

1. 中間とりまとめにおける記載

(2. 増大する債務への対応)(続き)

また、①「中小企業活性化パッケージ」の更なる実行加速のため、

- i. 収益力改善支援等の実務や着眼点を整理した実務指針の策定、
 - ii. 中小企業再生ファンドの組成促進に向けた民間出資者への優先配当制度の創設、
 - iii. 再生系サービスを活用した事業再生支援のトライアルの開始、
 - iv. 実効的な支援体勢の構築に向けた中小企業活性化協議会と信用保証協会等の関係機関の連携強化
- など、必要な措置を講じるべきである。

2. 進捗状況

(2. 増大する債務への対応)

- ① 本年9月8日に、収益力改善・事業再生・再チャレンジの総合的支援を更に加速するため、「中小企業活性化パッケージNEXT」を公表。本パッケージには、以下の内容を盛り込んでいる。
 - i) 支援機関向けに、**収益力改善支援の実務指針を策定**(*)。
 - ii) **中小企業再生ファンド**について、**民間出資者へ優先分配する仕組みの創設**
 - iii) 中小企業活性化協議会との連携による、**再生系サービスを活用した事業再生支援のスキームの創設**
 - iv) **信用保証協会、中小企業活性化協議会及び地方経済産業局による連携協定の締結**

(*)本年8月31日に、「中小企業収益力改善支援研究会」(座長:家森神戸大学経済経営研究所教授)を立ち上げ、実務指針の策定に向けて議論中。

中小企業活性化パッケージNEXT

(参考①)

～経済環境の変化を踏まえた資金繰り支援の拡充と収益力改善・事業再生・再チャレンジの更なる加速～

- 増大する債務に苦しむ中小企業の収益力改善・事業再生・再チャレンジを促す総合的な支援策等を展開するため、本年3月、「中小企業活性化パッケージ」(資金繰り支援、収益力改善・事業再生・再チャレンジ支援)を公表。
- その後、「原油価格・物価高騰等総合緊急対策(本年4月26日)」により、日本公庫等の実質無利子・無担保融資等の期限を本年9月まで延長。
- 事業再構築などの前向きな取組に対する資金需要に応えるとともに、コロナ貸付の申請件数等を踏まえ、ポストコロナへの段階的移行を図りつつ(伴走支援型特別保証の上限引上げ、スーパー低利・無担保融資の継続・貸付上限の引上げ、無利子・危機対応融資の終了等)、コロナ融資の返済負担軽減策の検討などコロナ資金繰り支援の継続・拡充を図る。
- また、物価高騰対策として、価格転嫁の促進と併せて、セーフティネット貸付の金利引下げ措置の期限を延長する。
- 更に、中小企業活性化協議会等による収益力改善・事業再生・再チャレンジの総合的支援を更に加速させるための措置を講じる。

I. 経済環境の変化を踏まえた資金繰り支援の拡充

ポストコロナに向けた段階的移行

① 伴走支援型特別保証の拡充

→ 金融機関による伴走支援を条件に、保証料を引き下げる(0.85%→0.2%等)特別保証(100%保証等、年度末まで)について、前向き投資を促すために保証限度額を引き上げ【6,000万円→1億円】

※前向き投資には事業再構築補助金や生産性革命推進事業等が活用可能(参考参照)

② 日本公庫等のスーパー低利・無担保融資の継続【来年3月末まで】・拡充＋無利子・危機対応融資(商工中金・政投銀)の終了(9月末申込分まで)

→ 低利融資の対象となる貸付限度額を引き上げ【3億円→4億円(中小事業)】

→ スーパー低利・無担保融資(コロナ特貸)の期限を延長【9月末→年度末まで】

※貸付期間5年 中小事業：0.16%、国民事業：0.31%

コロナ資金繰り支援等の継続・拡充

① セーフティネット保証4号(別枠(上限2.8億円)、100%保証)の期限延長【9月末→12月末まで】

② セーフティネット貸付(物価高騰対策)の金利引下げ(▲0.4%) 期限延長【9月末→12月末まで】

※貸付期間5年 中小事業：0.66%、国民事業：1.41%

③ 借換保証など、中小企業の返済負担軽減策の検討

④ 事業者の資金繰り支援等のための金融機関等への要請

収益力改善フェーズ

- ① 認定支援機関による伴走支援の強化
- ② 中小企業活性化協議会による収益力改善支援の強化

事業再生フェーズ

- ① 中小機構が最大8割出資する再生ファンドの拡充
- ② 事業再構築補助金に「回復・再生応援枠」を創設
- ③ 中小企業の事業再生等のガイドラインの策定
(経営者退任原則、債務超過解消年数要件等を緩和)

再チャレンジフェーズ

- ① 経営者の個人破産回避のルール明確化
- ② 再チャレンジに向けた支援の強化

収益力改善・事業再生・再チャレンジを一元的に支援する体制の構築

- 全国47都道府県にある中小企業再生支援協議会を関連機関と統合し、**収益力改善・事業再生・再チャレンジを一元的に支援する「中小企業活性化協議会」**を設置。
- 中小企業活性化協議会がハブとなって金融機関、民間専門家、各種支援機関とも連携し、苦しむ中小企業の収益力改善・事業再生・再チャレンジを地域全体で推進。

更に加速するための追加措置

○収益力改善支援実務指針の策定

- 支援機関向けに、収益力改善支援の**実務指針**を策定。経営改善計画策定支援事業と連携し、実効性を確保。

① 再生ファンドの組成を促す優先分配スキームの創設

- 中小機構が出資する再生ファンドについて、**民間出資者に優先分配する仕組みの創設**。

② 再生系サービサーを活用した支援スキームの創設

- 中小企業活性化協議会との連携による、**再生系サービサーを活用した支援スキームの創設**。

③ 金融機関との連携によるREVIC等のファンドの活用促進

○経営者の個人破産回避に向けた**取組の促進**

- **再チャレンジのネックとなる個人保証について、個人保証に依存しない融資慣行の確立に向けた施策を本年中にとりまとめ**。
- 融資先の廃業時等に「**経営者保証に関するガイドライン**」に基づく保証債務整理を行った割合を把握するなど、金融機関に対して、よりきめ細かいフォローアップを行う。

中小企業活性化協議会の機能強化

- **飲食業・宿泊業支援専門窓口の設置**
- **信用保証協会・中小企業活性化協議会・地方経済産業局の間で連携協定を締結**。民間無利子融資先を中心に、収益力改善等を連携して支援。
- 中小企業活性化協議会（416人体制で稼働中）について、**サテライトでの相談対応**（17協議会）を行うことで体制を強化。
- 地域金融機関職員を再生支援のノウハウ習得のため中小企業活性化協議会に派遣する**トレーニー制度の拡充**。

- ポストコロナに向けた中小企業の前向きな投資を後押しするため、「事業再構築補助金」及び「生産性革命推進事業」等の政策措置を導入。
- 最低賃金・賃上げや原材料高などの外的環境の変化に即応して政策メニューを機動的に追加するとともに、グリーン成長・デジタル化などの成長への投資に対しても力強く支援。

事業再構築補助金

予算総額
1兆8,608億円

令和2年度補正 : 1兆1,485億円
令和3年度補正 : 6,123億円
令和4年度予備費: 1,000億円

- 新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編等の中小企業による意欲的な投資を支援。
- 第5回公募までで、累計**44,890件**を採択。製造業、宿泊・飲食サービス業、卸売・小売業で全体の5～6割を占める。

類型	通常枠	回復・再生 応援枠	最低 賃金枠	大規模 賃金 引上枠	緊急 対策枠	グリーン 成長枠
補助 上限	8,000万円	1,500万円	1,500万円	1億円	4,000万円	中小1億円 中堅1.5億円
補助 率 (原 則)	2/3	3/4	3/4	2/3	3/4	1/2

最低賃金・賃上げ ↑
ウクライナ情勢 原油価格・物価高騰 ↑
グリーン化 ↑

生産性革命推進事業

予算総額
9,601億円

令和元年度補正: 3,600億円
令和2年度補正 : 4,000億円
令和3年度補正 : 2,001億円

- 生産性向上のための設備投資等を支援。

【ものづくり補助金】

類型	通常枠	回復型賃上げ・雇用拡大枠	デジタル枠	グリーン枠
補助 上限	1,250万円	1,250万円	1,250万円	2,000万円
補助率 (原則)	1/2	2/3	2/3	2/3

【持続化補助金】

↑ デジタル化・グリーン化

類型	通常枠	賃金引上げ枠	卒業枠、創業枠、 後継者支援枠	インボイス枠
補助 上限	50万円	200万円	200万円	100万円
補助率 (原則)	2/3	2/3	2/3	2/3

【IT導入補助金】

↑ 最低賃金・賃上げ

類型	通常枠	デジタル化基盤導入枠		セキュリティ 対策推進枠
補助 上限	A類型: 150万円 B類型: 450万円	会計・ECソフト : 50万円	PC・タブレット: 10万円 レジ・発売機: 20万円	100万円
補助率 (原則)	2/3	3/4以内	1/2以内	1/2

↑ デジタル化

金融機関や信用保証協会による経営支援

1. 中間とりまとめにおける記載 (第2章-3.金融機関や信用保証協会 による経営支援)

(3. 金融機関や信用保証協会による経営支援)
…このような中、伴走支援型特別保証や民間無利子・無担保融資におけるモニタリングの仕組みも参考に、①コロナに係るセーフティネット保証4号についても、金融機関による半期毎のモニタリングを実施するよう措置することで、信用保証協会と金融機関が連携した事業者支援を促進することが必要である。

また、コロナ禍において、民間無利子・無担保融資を中心とする信用保証の残高が大きく伸びている。このため、各地の信用保証協会においては、既に、プロパー融資のない保証先への支援や、民間無利子・無担保融資のモニタリング報告を踏まえた支援をプッシュ型で進めているところであるが、上述した②中小企業活性化協議会との連携強化などを通じて、より一層の経営支援に取り組むことが期待される。

2. 進捗状況

① コロナに係るセーフティネット保証4号について、金融機関による半期毎のモニタリングを求める運用を本年10月1日保証申込み分から開始予定。保証後5年間にわたりモニタリングを実施することで、事業者と金融機関の接点を確保するとともに、信用保証協会がモニタリング内容を活用し、金融機関と連携した事業者支援を促進していく。

② 本年9月19日までに46地域で、信用保証協会、中小企業活性化協議会及び地方経済産業局が以下を主な内容とする連携協定を締結。

- i) 連携深化の前提としての対話と支援対象・内容の共有
- ii) 保証協会を起点とした活性化協議会との連携(プッシュ型経営支援)
- iii) 活性化協議会を起点とした保証協会との連携
- iv) 中小企業及び経営者個人の破産回避に向けた積極的な連携
- v) 外部意見を積極的に取り入れた更なる質向上の取組

経営者保証を徴求しないスタートアップ・創業融資の促進

1. 中間とりまとめにおける記載（第2章-4.経営者保証を徴求しないスタートアップ・創業融資の促進）

（4. 経営者保証を徴求しないスタートアップ・創業融資の促進）

信用保証協会においては、①経営者による個人保証を徴求しない新しい創業時の信用保証制度を創設することが必要である。その際、新しい創業保証制度においては、経営者保証コーディネーター等の専門家による「経営者保証に関するガイドライン」の要件の充足状況の確認など、事業者のガバナンスの向上のための措置を併せて講じるべきである。

②商工組合中央金庫においても、スタートアップ向け融資において、原則、経営者保証を徴求しない取組を開始することが期待される。

③日本政策金融公庫においては、創業期における日本政策金融公庫によるデット資金供給の役割が大きいことも踏まえ、経営者保証を徴求しない創業融資の一層の推進に向け、必要な措置を検討すべきである。

④民間金融機関に対しては、金融庁とも連携し、創業時点では事業者が必ずしも十分な資力を有していない場合が多いことなどの事情を踏まえ、経営者保証 GL を機械的に当てはめることなく、経営者保証を求めない対応ができないか等、事業の将来性を踏まえた検討を促すべきである。

2. 進捗状況

- ① 信用保証制度については、令和5年度概算要求において、事業者のガバナンス向上に向けた措置を組み込む形で、**経営者保証を徴求しない新しい創業時の信用保証制度を創設**するため予算を要求中【50.7億円の内数】。
- ② **商工中金**については、**本年10月1日より、スタートアップ向け融資において、停止条件も活用しつつ、経営者保証を原則廃止。**
- ③ **日本政策金融公庫**については、令和5年度財投要求において、**創業後5年以内の新規性及び成長性がみられる事業（事業再構築補助金やものづくり補助金等を活用した事業）を行う事業者に対し、経営者保証免除の要件を緩和**するなどを要求中。
- ④ 民間金融機関については、金融庁が、「**2022事務年度 金融行政方針**」において、「**関係省庁と連携して、金融機関が個人保証を徴求しない創業融資を促進し、我が国におけるスタートアップの資金調達を支援していく**」旨公表。

経営者保証に依存しない融資慣行の確立（経営者保証に関する広報）

1. 中間とりまとめにおける記載（第2章-5. 経営者保証に依存しない融資慣行の確立）

（5. 経営者保証に依存しない融資慣行の確立）
（1）経営者保証 GL の認知度向上に向けた積極的な広報の展開
…こうした状況を踏まえ、経営者保証 GL の認知度向上を通じた経営者保証解除の促進に向け、中小企業庁において、経営者保証 GL の概要ではなく、①「経営者保証を外すことができるかもしれない」というメッセージを強調した広報を展開すべきである。

その際、②中小企業庁において、中小企業や支援機関による経営者保証解除の取組や解除による効果について、好事例集を作成し、併せて周知を図ることが効果的である。

2. 進捗状況

- ① 経営者保証ガイドラインについて、内容だけでなく、**「経営者保証を外すことができるかもしれない」という趣旨が読み手に伝わるようデザインされた新しいチラシを作成の上、商工団体の青年部や日本政策金融公庫を通じた広報を実施中。**
- ② 経営者保証ガイドラインの要件充足に向けて中小企業や支援機関がどのような取組を行い、解除することでどのような効果があったかを紹介する**好事例集（参考資料参照）を公表。**

経営者保証に依存しない融資慣行の確立（経営者保証解除の促進①）

1. 中間とりまとめにおける記載（第2章-5.経営者保証に依存しない融資慣行の確立）

（5. 経営者保証に依存しない融資慣行の確立）

（2）新規融資・既往債務の経営者保証解除の促進

①官民金融機関・信用保証協会による取組の促進

①日本政策金融公庫においては、「経営者保証免除特例制度」の活用を促すべく、融資の相談があった場合には、必ず同制度の基準を満たすかどうかを事業者に伝える現行の運用を継続するべきである。

②信用保証制度が原則として経営者保証が必要であるかのような誤解を生じないよう、説明方法を工夫の上、信用保証制度における経営者保証を不要とする取り扱いについて中小企業・金融機関の双方に対して一層の周知を行うべきである。

また、経営者保証を解除できなかった中小企業がどのような状態に達すれば経営者保証を解除できるのかを理解し、経営者保証の解除に向けたアクションに円滑に取り組むことができるよう、③官民金融機関に対して、経営者保証を徴求する場合には、どの部分が十分ではないために保証契約が必要なのか等の説明を個別・具体的に求めることを検討することが必要である。

2. 進捗状況

- ① 日本政策金融公庫において、融資の相談があった場合に、「経営者保証免除特例制度」の基準を満たすかどうかを事業者に伝える**現行の取組を継続**していく。
- ② 関係機関の**経営者保証を不要とする基準や政府による支援策をまとめたリーフレットを作成**。また、各保証協会のHPや信用保証ガイドブックにおける保証人に関する記載の表現ぶりを修正することで、**原則として経営者保証が必要であるかのような誤解が生じない広報を展開**していく。
- ③ 金融庁が、「**2022事務年度 金融行政方針**」において、「**経営者保証を徴求する場合には、保証契約の必要性に係る個別・具体的内容及び保証契約の変更・解除の可能性に関し、事業者に対して、詳細に説明するよう、金融機関に求めていくとともに、金融機関の取組状況についてフォローアップを行う**」旨公表。

経営者保証に依存しない融資慣行の確立（経営者保証解除の促進②）

1. 中間とりまとめにおける記載（第2章-5.経営者保証に依存しない融資慣行の確立）

（5. 経営者保証に依存しない融資慣行の確立）

（2）新規融資・既往債務の経営者保証解除の促進 —

② 中小企業による経営者保証解除に向けた取組の促進

① 経営者保証コーディネーターについて、質・量の両面で拡充するとともに、事業承継時以外も含めた支援を行うことができるよう、支援対象を拡充すべきである。

日本政策金融公庫が定めている経営者保証を徴求しない定量的な財務要件、信用保証制度の経営者保証を不要とする取り扱いの定量基準も踏まえつつ、② チェックシートの更なる明確化を図ることも必要である。

③ 経営者保証の解除に取り組む中小企業を支援する制度（経営改善計画策定支援事業において経営者保証解除に向けて取り組む場合に、金融機関との交渉に係る費用を支援）の活用を促進するため、周知広報の徹底など必要な措置を講じるべきである。

あわせて、④ 中小企業は所有と経営が一致していることも多い等の実態を踏まえつつ、ガバナンスを機能させるための実効的な施策を検討するべきである。その際、先述した収益力改善支援等の実務や着眼点を整理した実務指針において、中小企業のガバナンス向上も含めた支援のあり方を規定することで、支援機関に対しても中小企業のガバナンス向上支援を促すべきである。

2. 進捗状況

① **経営者保証コーディネーター**について、令和5年度概算要求において、**事業承継時以外への支援対象の拡充やコーディネーター増強等**を盛り込んだ予算を要求中【225億円の内数】。

② **チェックシート**について、「**中小企業収益力改善支援研究会**」において更なる明確化に向けて議論を開始。

③ 経営者保証の解除に取り組む中小企業を支援する制度について、「**中小企業収益力改善支援研究会**」での議論も踏まえつつ、広報を進めていく。

④ **支援機関向けに、ガバナンス向上支援の実務指針**を策定するため、「**中小企業収益力改善支援研究会**」において議論を開始。

経営者保証に依存しない融資慣行の確立（経営者保証解除の促進③）

1. 中間とりまとめにおける記載（第2章-5.経営者保証に依存しない融資慣行の確立）

（2）新規融資・既往債務の経営者保証解除の促進 —
③政府事業における経営者保証解除の促進（高度化融資）

…対応予定のない自治体の中には、引き続き高度化融資を実行している自治体も含まれていることから、①中小企業庁においては、更なる経営者保証の解除を促すべく、貸付規則の改正に取り組んでいない自治体に対して、指針を踏まえた貸付規則の改正を要請することが必要である。

また、経営者保証が必要となる場合においても、商工組合中央金庫が債務保証を実施することで、個人保証の提供を求めることなく高度化融資を実行している好事例が存在することも踏まえ、②都道府県及び全国の中小企業組合に対して、このような金融機関保証の活用を一層周知することも必要である。

2. 進捗状況

①② 高度化融資について、本年8月23日、**中小企業庁長官より、都道府県知事に対して**、以下を内容とする**要請文を発出**。

- 貸付規則改正済みの自治体には都道府県向けのガイドラインの趣旨にのっとり対応を要請。
- 未改正の自治体には各地域の事情も踏まえ、改正を検討するよう要請。
- 併せて、金融機関保証を用いた好事例も紹介。

加えて、中小企業庁長官より、未改正自治体の知事に対して働きかけを実施中。

経営者保証に依存しない融資慣行の確立

1. 中間とりまとめにおける記載（第2章-5.経営者保証に依存しない融資慣行の確立）

（3）事業承継特別保証制度の活用促進

…こうした状況を踏まえ、コロナ禍の影響も勘案し、
① 当面は、事業承継特別保証制度のEBITDA 有利子負債倍率要件について、現状の「10倍以内」から「15 倍以内」へと緩和するべきである。

（4）今後の検討の方向性

…上記取組に加え、① 官民金融機関や信用保証協会における経営者保証徴求のあり方や中小企業のガバナンスのあり方を含めた今後の中小企業金融の方向性について検討を行い、金融庁とも連携し、経営者保証に依存しない融資慣行の確立を加速する施策を年度内にとりまとめるべきである。

2. 進捗状況

（3）事業承継特別保証制度の活用促進

- ① 事業承継時に経営者保証を不要とする信用保証制度について、制度改正を行い、**本年8月31日以降申込み分から、EBITDA 有利子負債倍率要件を「10倍以内」から「15倍以内」に緩和。**広報のため、チラシも作成（次頁参照）。

（4）今後の検討の方向性

- ① 今後、**本小委員会において議論**を行う。

(参考) 事業承継特別保証のチラシ

中小企業経営者の皆さまへ

事業承継特別保証等

経営者保証を不要とする以下の信用保証制度(※)を活用し

経営者保証を解除しませんか

※経営者保証を不要とする信用保証制度

- ・ 事業承継特別保証
- ・ 特例経営力向上関連保証
- ・ 経営承継準備関連保証
- ・ 特例地域経済牽引事業関連保証
- ・ 経営承継借換関連保証

経営者保証を不要とする4要件

- ①資産超過であること ②返済緩和中ではないこと(注1)
③EBITDA有利子負債倍率(有利子負債÷キャッシュフロー)(注2)
が10倍以内であること

- ④法人と経営者の資産の分離がなされていること

のうち、③の要件を緩和しました

▶『EBITDA有利子負債倍率が15倍以内であること』

(注1)危機関連保証及びセーフティネット保証4号(コロナ)の指定期間中に返済緩和した場合を除く

(注2)EBITDA有利子負債倍率 = (借入金 + 社債 - 現預金) ÷ (営業利益 + 減価償却費)

詳しくは、お取引のある金融機関または
お近くの信用保証協会にお問い合わせください。

お近くの信用保証協会は、右のQRコードからご確認ください。



1. 中間とりまとめの進捗

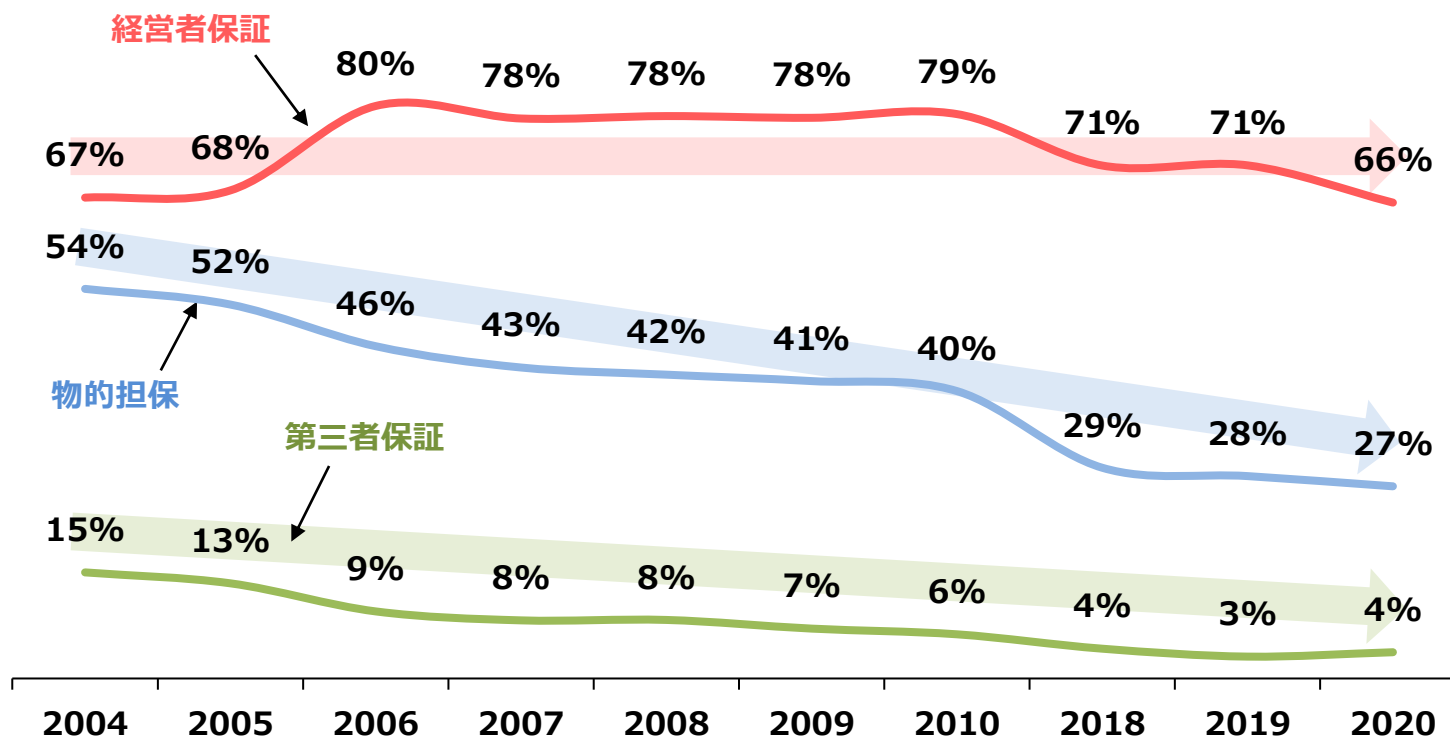
2. 経営者保証に関する状況

3. 御議論いただきたい論点

経営者保証を提供している中小企業の割合は横ばい

- **第三者保証**を提供している者は2004年度から**7割減**、**物的担保**の提供者は**半減**しているなど、第三者保証や物的担保の提供は減少傾向。
- 他方、**経営者保証**を提供している者は足下では減少傾向にあるものの、**長期では横ばい**。

中小企業における経営者保証、第三者保証、物的担保の提供状況（法人のみ）



(*1) すべて決算年度ベース。2011年度～2017年度は、調査項目から外れていたためデータが存在しない。

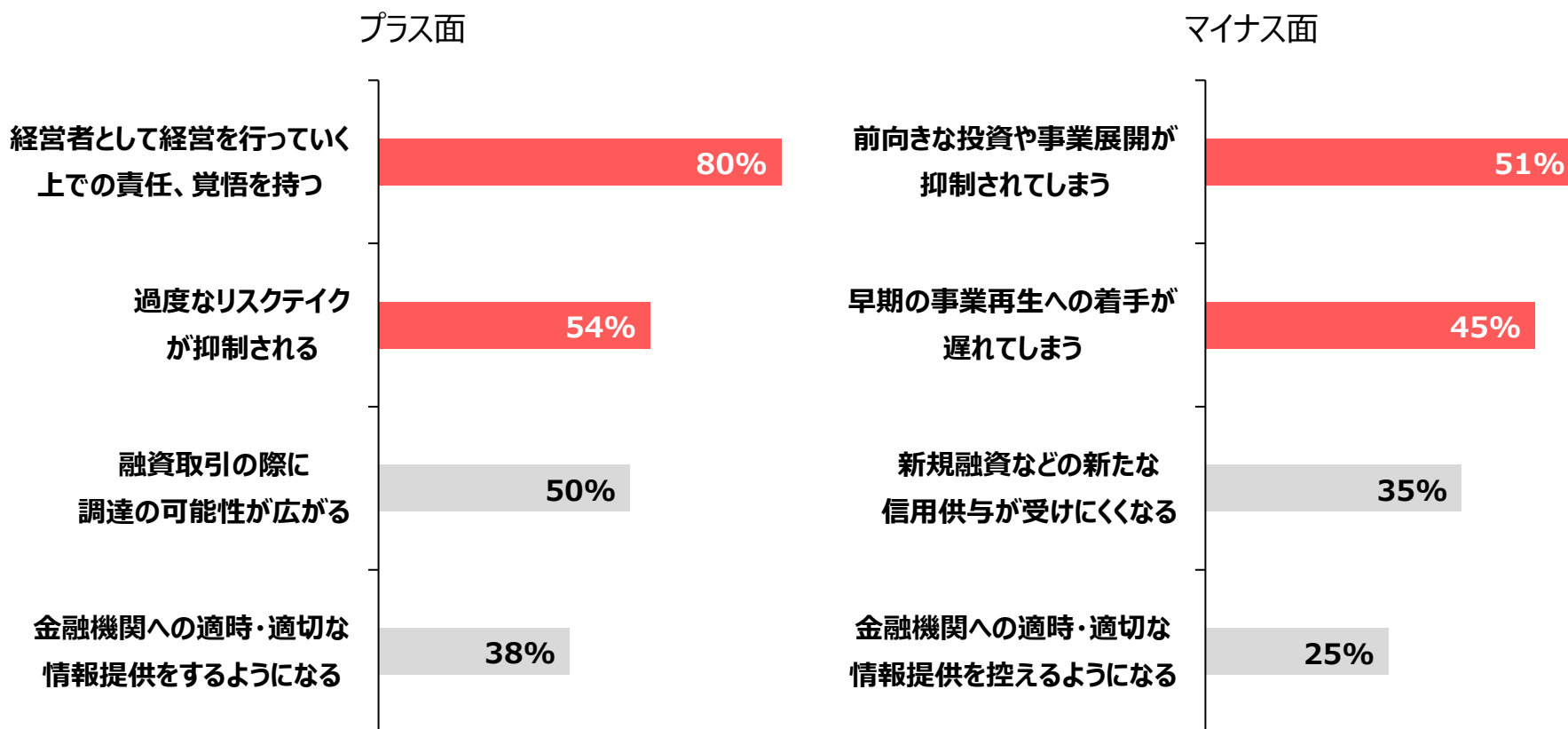
(*2) メインバンクから借入を行っている企業のうち、それぞれを提供している企業の割合を計算。

(出所)「中小企業実態基本調査」より作成。

経営者保証にはプラス・マイナス両面の影響が存在

- 事業者に対する調査では、経営者保証の提供に伴う影響として、プラス面では、**経営者としての責任・覚悟を持つことや過度なリスクテイクの抑制**、マイナス面では、**前向きな投資や事業展開の抑制、事業再生への早期着手の遅れ**が挙げられている。

経営者保証の提供に伴う影響（事業者アンケート）



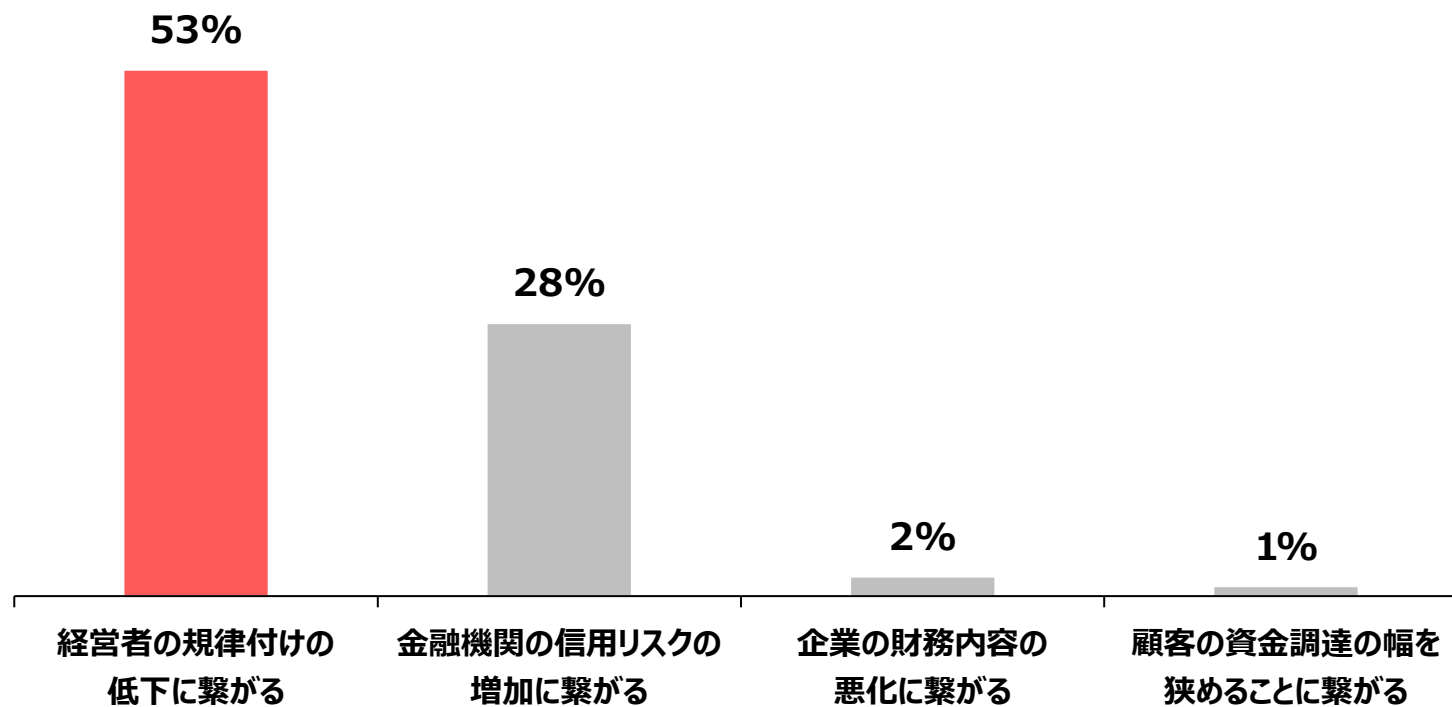
（注）影響があると回答した割合は、「かなり影響がある」、「それなりに影響がある」と回答した者の割合の和。調査対象は、地域銀行をメインバンクとする中小・小規模企業で有効回答数は、9,371社（選択肢ごとに変動あり）。調査時期は2019年3月。

（出所）金融庁「金融機関の取組みの評価に関する企業アンケート調査」（2019年11月）より作成。

金融機関は経営者保証解除に伴い経営規律の低下を懸念

- 地域銀行が考える経営者保証ガイドラインの活用促進によるデメリットとしては、「**経営者の規律付けの低下に繋がる**」ことが**5割**。他方、「**顧客の資金調達の幅を狭めることに繋がる**」は**1%**。

経営保証ガイドラインの活用を促進させることのデメリット（金融機関アンケート）



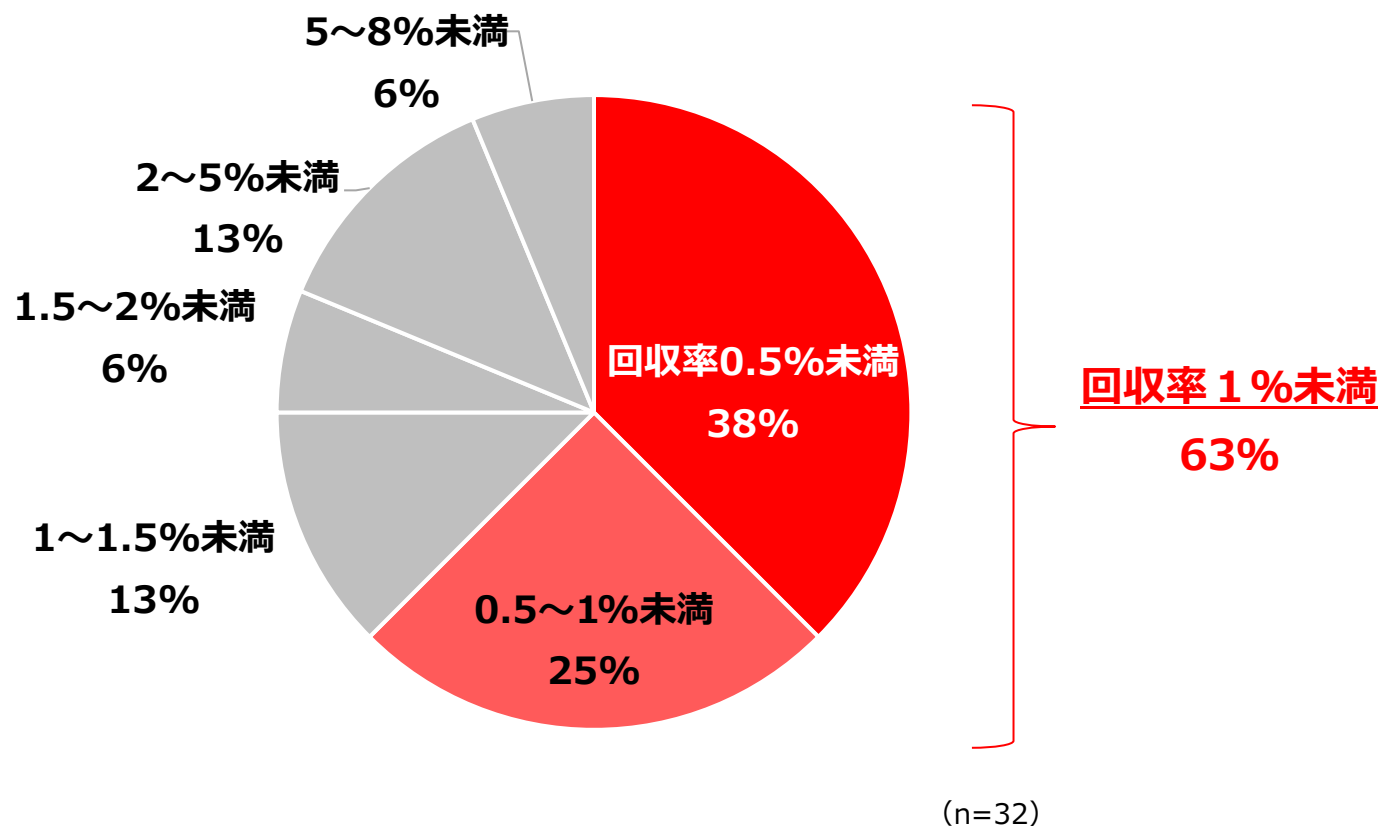
（注）調査対象は地域銀行105行（埼玉りそな銀行含む）。調査時期は2018年11月。「ガイドラインの活用を促進させることでのデメリットがあるとすればどのようなものがありますか。以下の「オ」「カ」以外の項目について、4段階評価（④【かなり関係がある】③【それなりに関係がある】②【少しは関係がある】①【あまり関係がない】）で全て教えてく ださい。」という設問の回答を集計。④【かなり関係がある】③【それなりに関係がある】と回答した者の和を「一定の関係がある」として集計。

（出所）金融庁「地域銀行に対する「経営者保証に関するガイドライン」の アンケート調査の結果について（集計結果）」（2019年4月）より作成。

金融機関が6割は経営者保証からの回収率が1%未満

- 貸出債権に対する経営者保証からの回収率（担保による回収は除く）を把握している地域銀行（105行中32行）のうち、**回収率1%未満が6割**。

貸出債権に対する経営者保証からの回収率



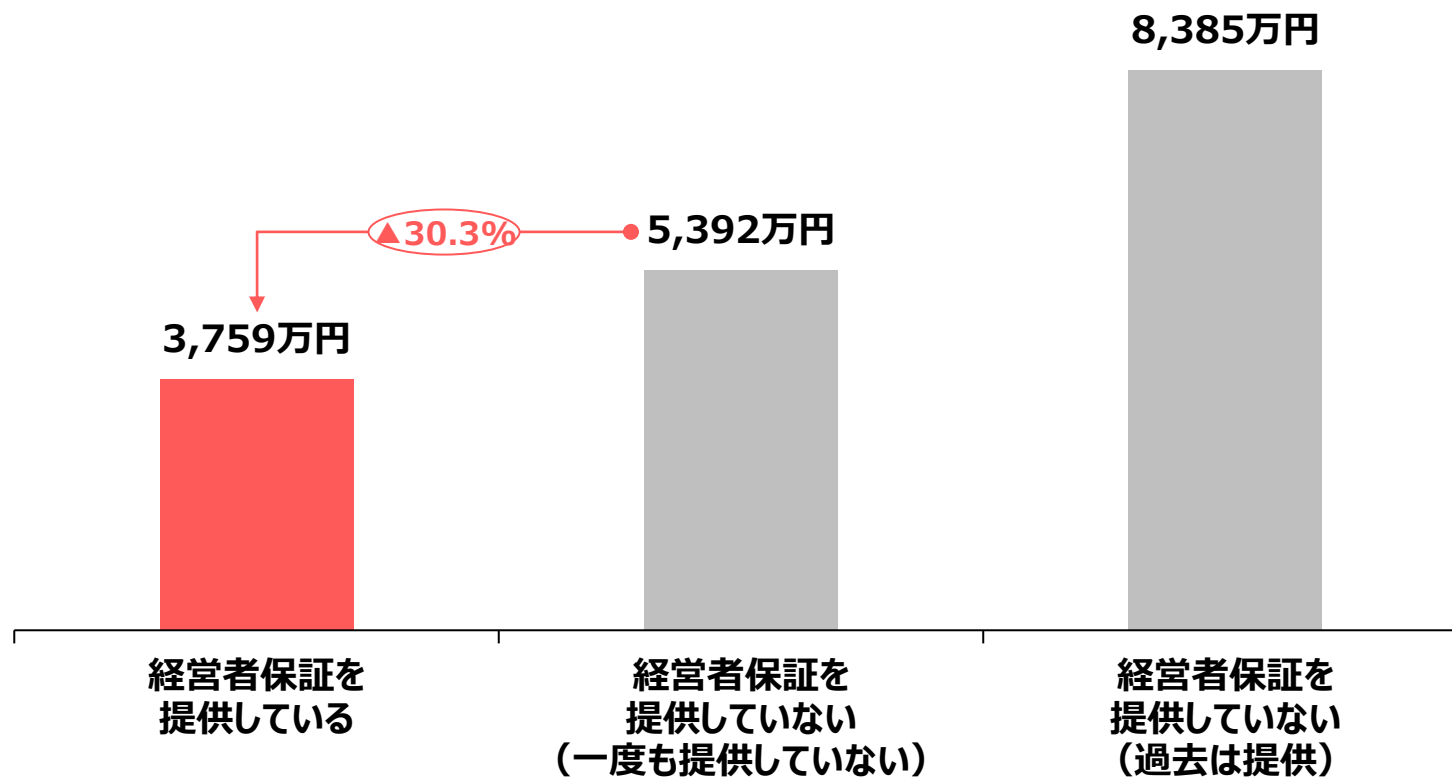
(注) 調査対象は地域銀行105行（埼玉りそな銀行含む）。調査時期は2018年11月。n=32（経営者保証からの回収率を把握している地域銀行）。

(出所) 金融庁「地域銀行に対する「経営者保証に関するガイドライン」の アンケート調査の結果について（集計結果）」（2019年4月）より作成。

経営者保証を提供している者の設備投資は非提供者に比べ低水準

- 経営者保証を提供している事業者の平均設備投資額（年間）は、非提供者の**3割減**。

経営者保証の提供有無と平均設備投資額（2020年度）



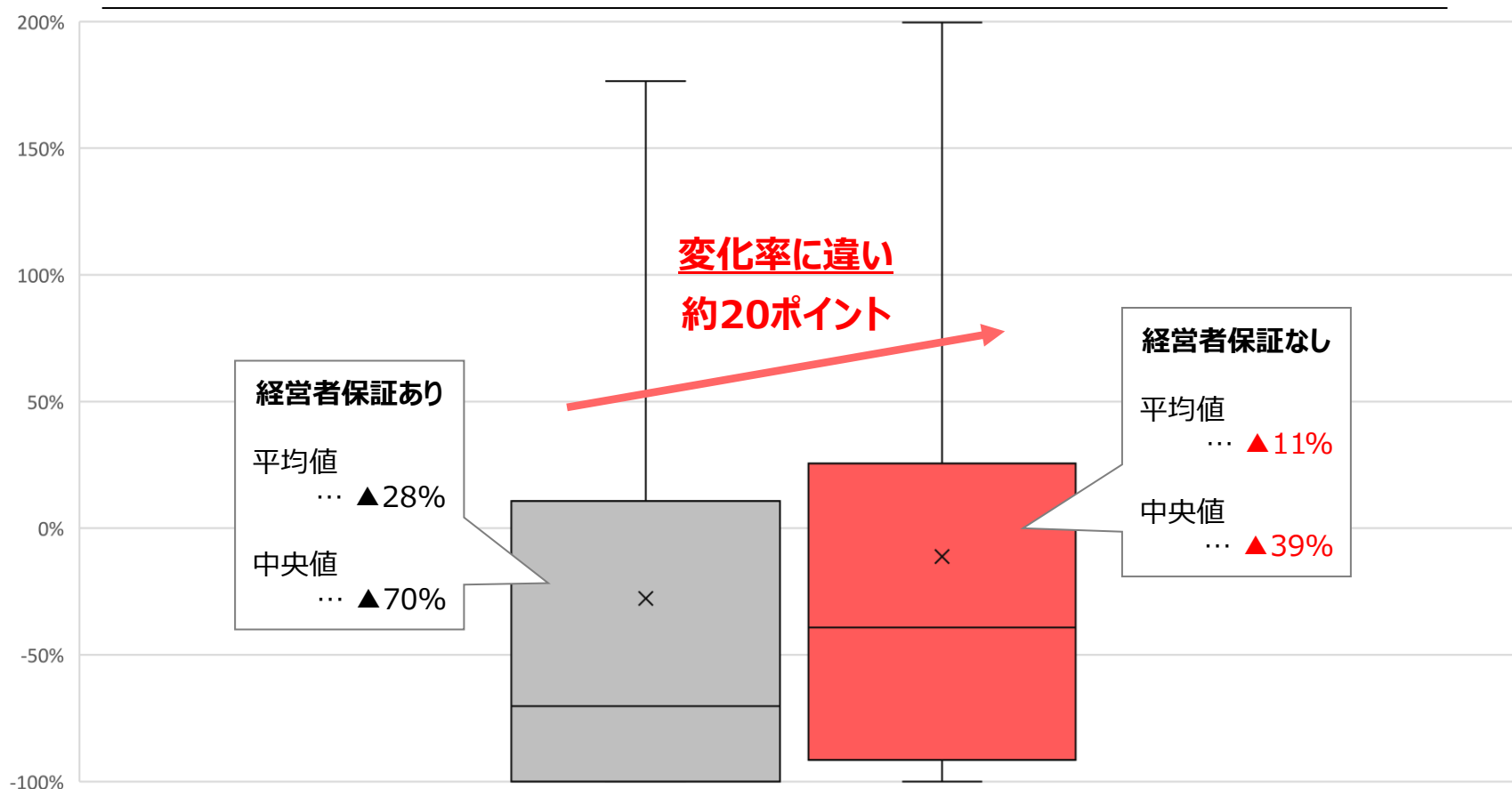
（注）借入金がある者が分母。

「経営者保証を提供している」はn=738。「経営者保証を提供していない（一度も提供していない）」はn=254。「経営者保証を提供していない（過去は提供）」はn=98。
（出所）経済産業省委託調査より作成。調査期間は2022年1月～3月。対象は中小企業基本法上の中小企業であり、回答企業数は3,138社。

経営者保証を提供している者の設備投資の伸びは非提供者に比べ低水準

- 経営者保証を提供している事業者の設備投資額の前年比伸び率は、非提供者より**約20ポイント低い**との結果が出たが、経営者保証と設備投資の関係について、更に分析を進める。

経営者保証の提供有無と設備投資額 前年比伸び率（2019年度）



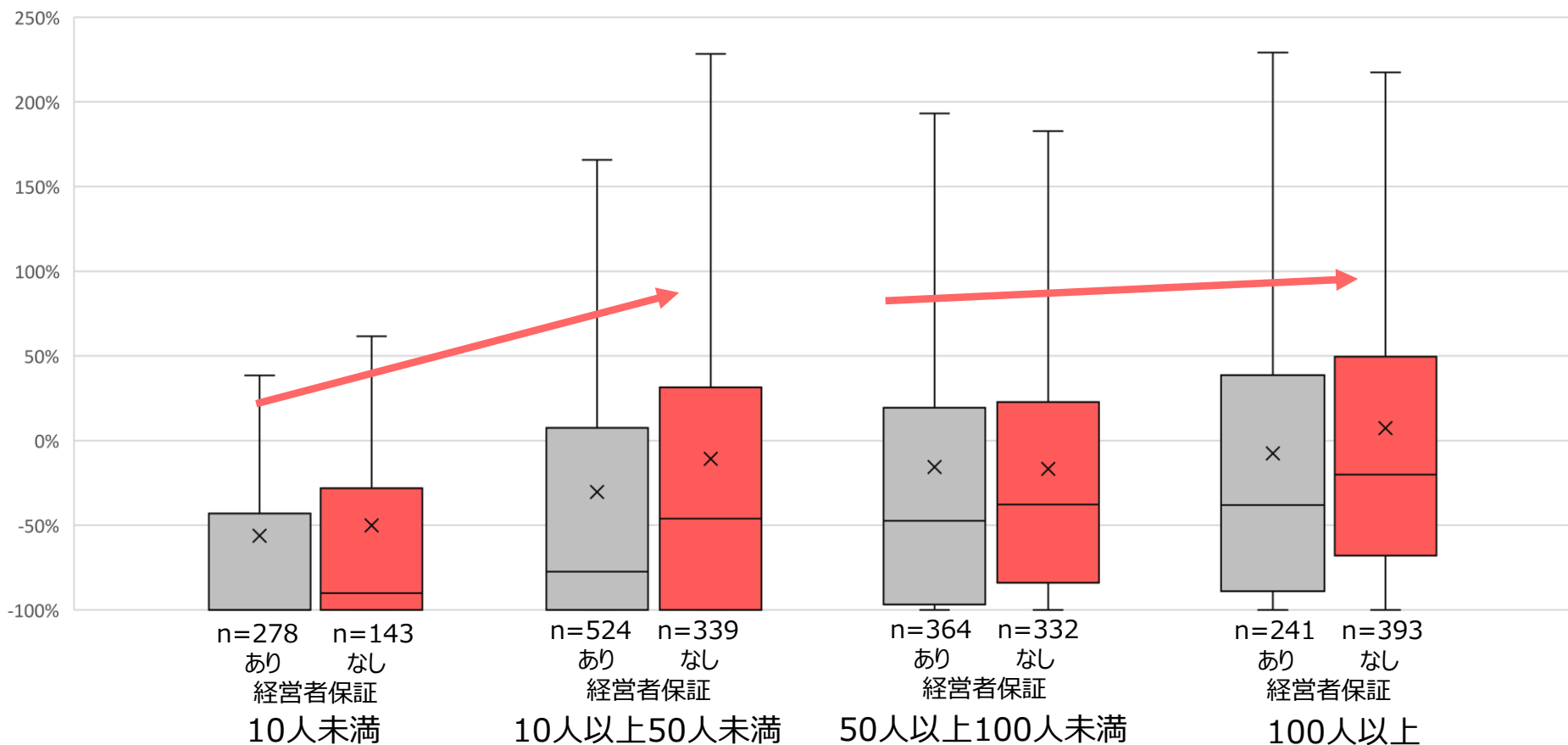
(注) 2018年度に設備投資を実施している企業について、2019年度の設備投資額が前年比でどの程度変化したかを計算。外れ値は四分位偏差法を用いて除外。
母集団はn=2614、経営者保証を提供している企業n=1407、非提供企業はn=1207（経営者保証の提供の有無は2019年度時点）。

(出所)「中小企業実態基本調査」（令和元年度調査、令和2年度調査）再編加工より作成。

（参考）経営者保証の提供有無が設備投資額の変化率に与える影響 (従業員規模別)

- 従業員規模が小さい事業者ほど、経営者保証の有無が与える影響が**大きい**との結果が出たが、更に分析を進める。

経営者保証の提供有無と設備投資額 前年比伸び率（2019年度）



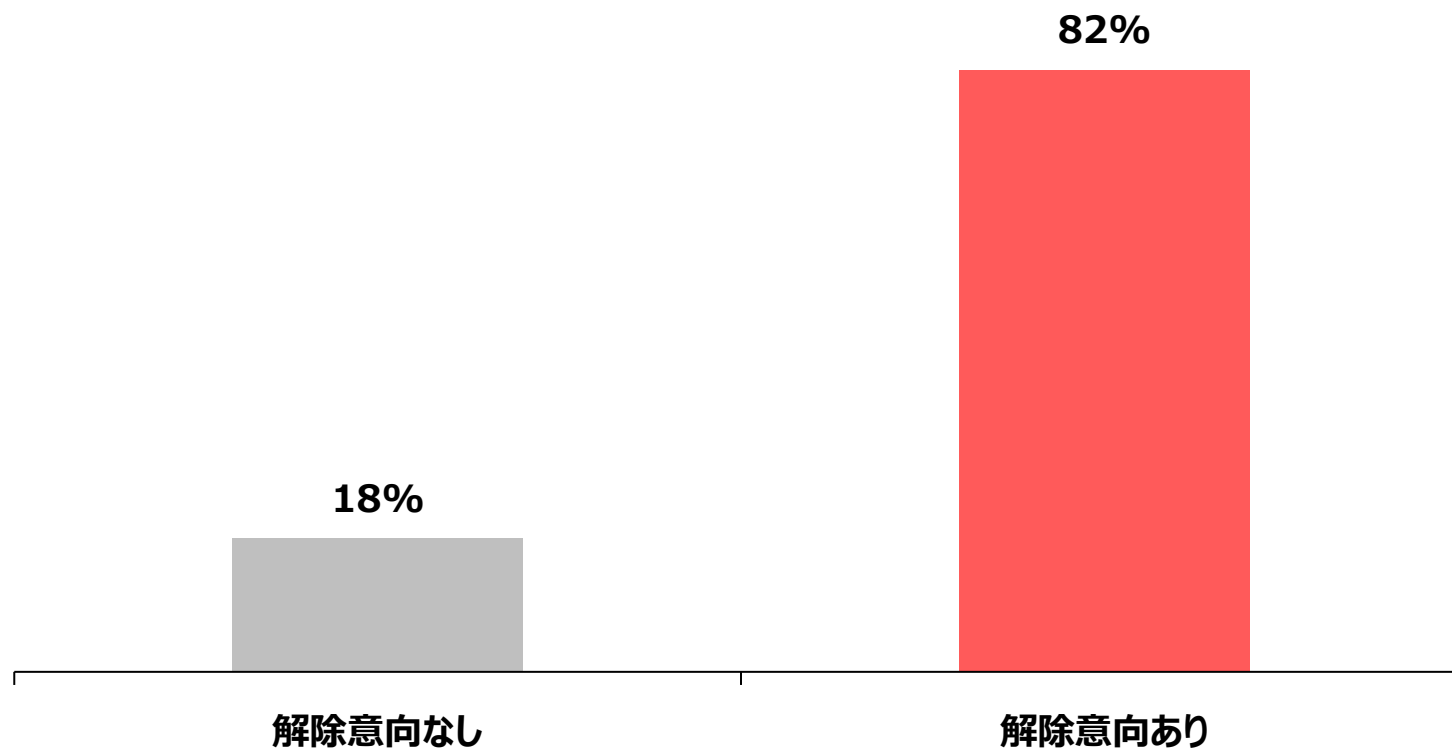
(注) 2018年度に設備投資を実施している企業について、2019年度の設備投資額が前年比でどの程度変化したかを計算。外れ値は四分位偏差法を用いて除外。
母集団はn=2614、経営者保証を提供している企業n=1407、非提供企業はn=1207。

(出所)「中小企業実態基本調査」(令和元年度調査、令和2年度調査)再編加工より作成。

経営者保証を解除したい意向を持つ事業者が8割

- 経営者保証を提供している事業者のうち、経営者保証の解除を希望する者は**8割**。

経営者保証の解除意向



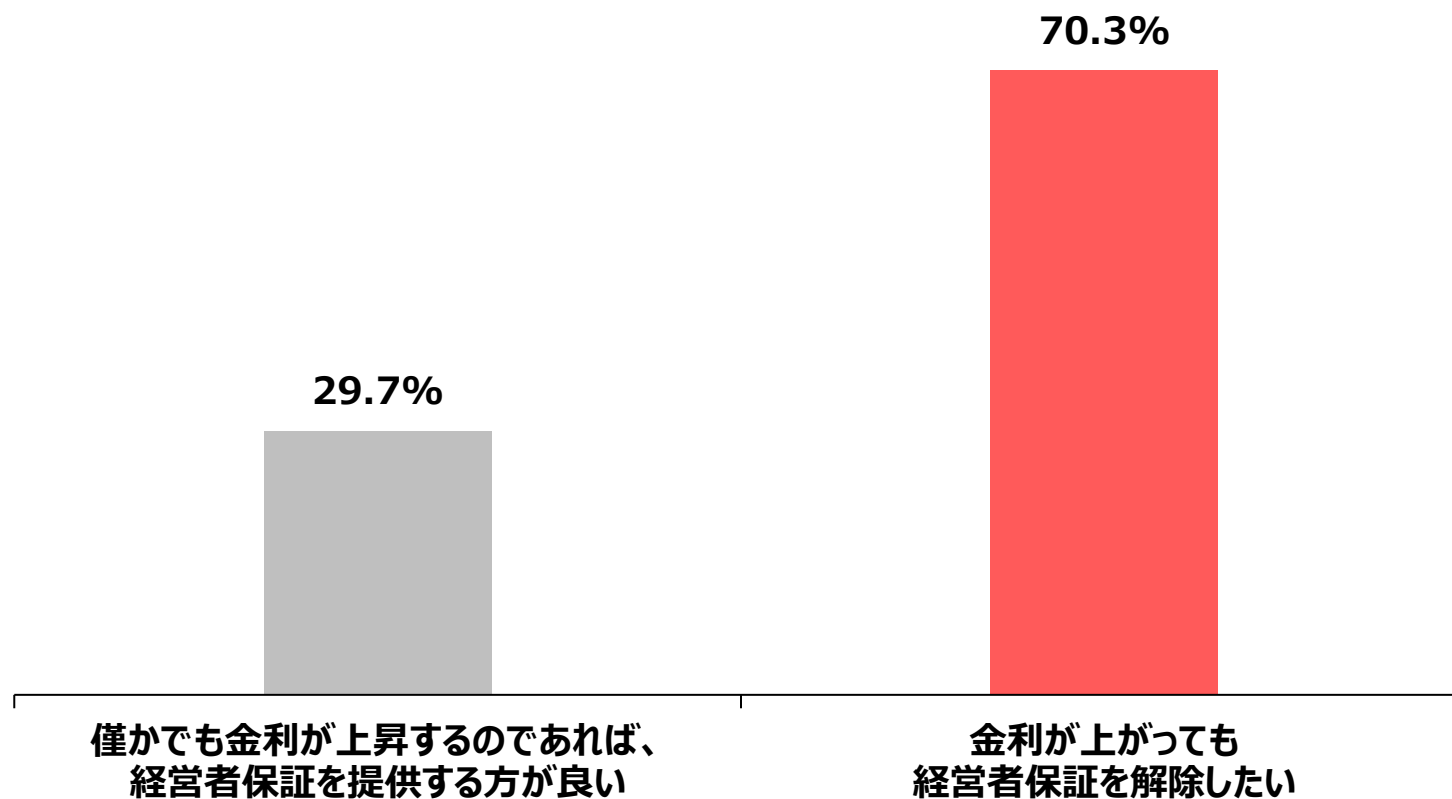
(注) n=3,583。

(出所) 2020年度「経営者保証に関するガイドライン」周知・普及事業（中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業）事業報告書より作成。

7割の事業者は金利が上がっても経営者保証を解除することを希望

- 金利が上昇しても経営者保証を外したい事業者が**7割**。

金利上昇と経営者保証の提供意向の関係



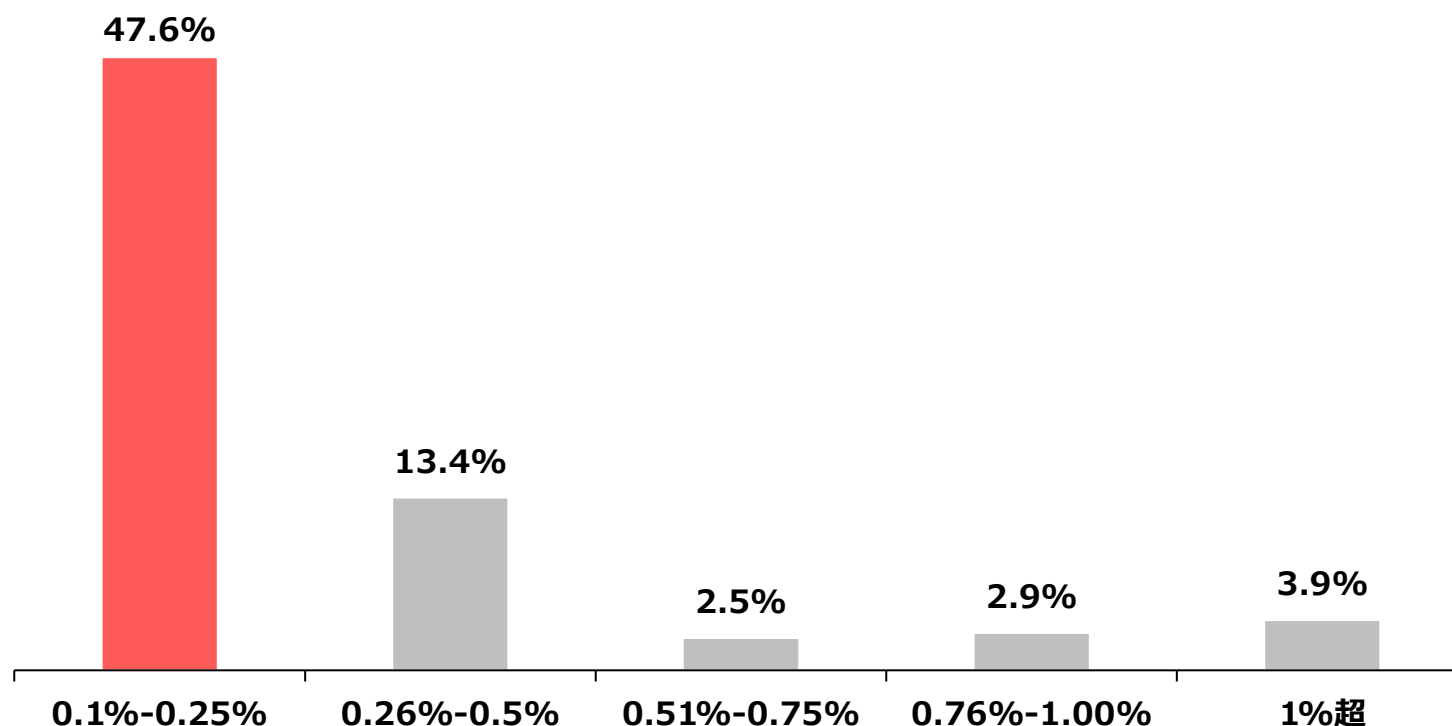
(注) n=10,058。

(出所) 金融庁「企業アンケート調査の結果」(2022年6月30日)より作成。

0.1%-0.25%の金利引き上げを許容できる者が5割

- 僅かでも金利が上昇するのであれば、経営者保証を提供する方が良いと考える者も含めた調査ではあるが、経営者保証の解除のために許容できる金利の引き上げ幅として「**0.1%-0.25%**」と回答した者が**47.6%**。
- また、**0.5%超**の金利引き上げ幅を許容できる者も**9.3%**存在。

経営者保証を解除するために許容できる金利上昇幅



(*1) n=10,058。

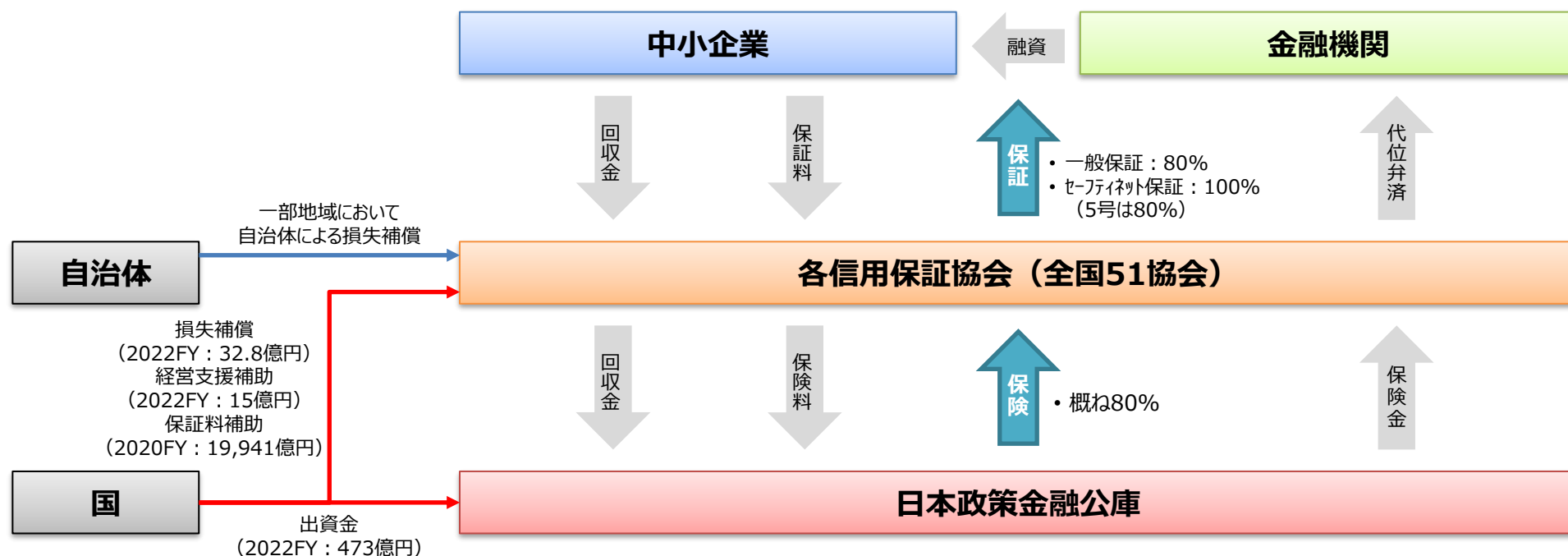
(*2) 上記グラフ以外の29.7%の者は「僅かでも金利が上昇するのであれば、経営者保証を提供する方が良い」と回答。

(出所) 金融庁「企業アンケート調査の結果」(2022年6月30日)より作成。

信用補完制度は「信用保証」と「信用保険」によって構成

- 我が国の信用補完制度は、①中小企業の金融機関からの借入に対する**信用保証協会による保証（信用保証）**と、②信用保証に対する**日本政策金融公庫による保険（信用保険）**によって構成。
- 信用保険の要件を充たさない信用保証を行った場合、代位弁済時の負担はすべて保証協会が負うこととなるため、実務上、**信用保険の要件を充たす範囲において信用保証が付されている**。

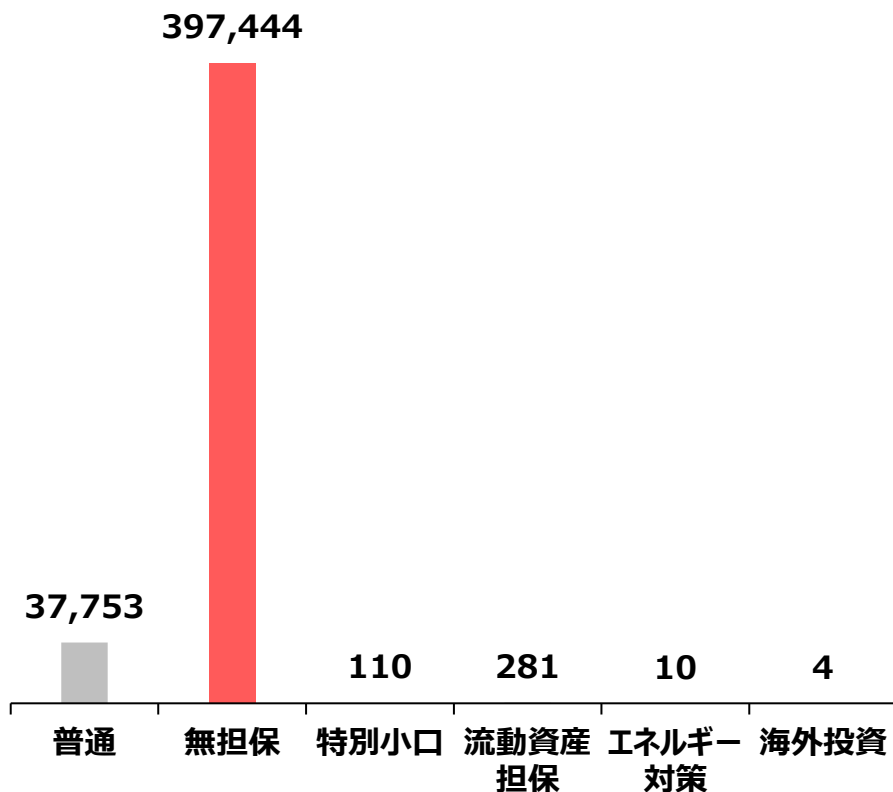
信用補完制度のスキーム



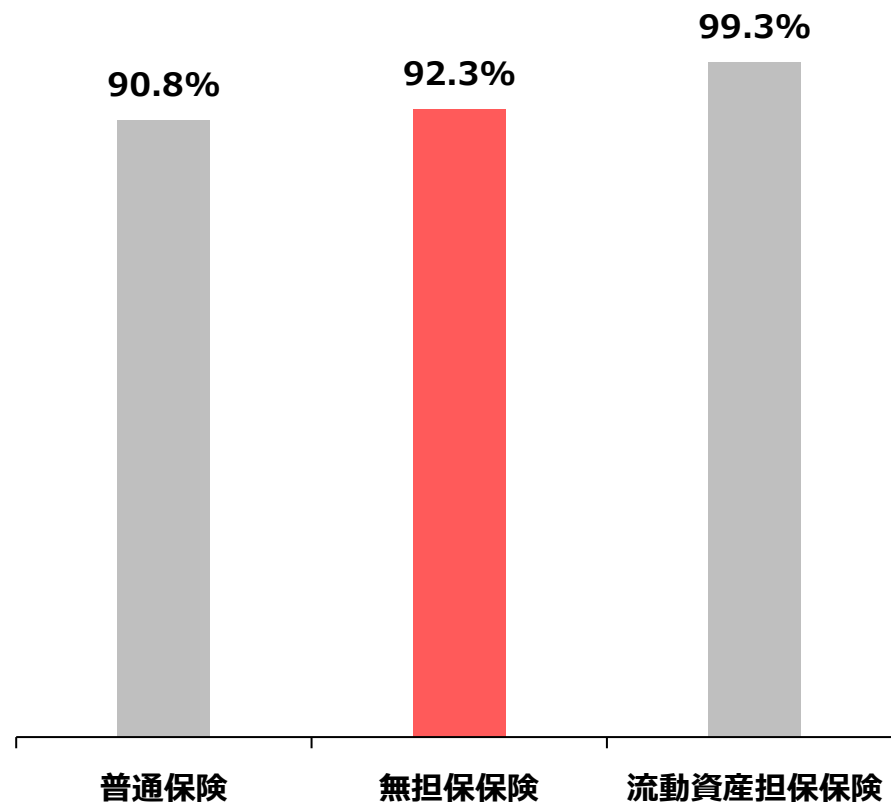
経営者保証の徴求割合が高い信用保険制度も存在

- 信用保険のうち、**無担保保険の利用が大半**。経営者保証を徴求しない**特別小口保険**の利用は**少ない**。また、経営者保証の**徴求割合**は、**流動資産担保保険**はほぼ**100%**。無担保保険も**9割超**。

信用保険制度の引受件数（法人,2021年度）



保険種別の経営者保証徴求状況（法人,2021年度）



(*) 左図は、2021年度に利用のなかった保険、借入に対する保険ではない特定社債保険は割愛。右図は、利用件数が10件以下の保険は割愛。

(出所) 日本政策金融公庫提供データより作成。

ガバナンスの水準例①（現行の事業承継時判断材料チェックシート）

- 2020年4月より、事業承継時の経営者保証解除に向けた中小企業支援を開始するにあたり、**経営者保証GL要件及び銀行業界との議論を踏まえた上で作成したもの。**

経営者保証GLの要件とチェックシートの項目

経営者保証GL要件	チェックシート項目
法人と経営者との関係の 明確な区分・分離	① 経営者が法人の事業活動に必要な本社・工場・営業車等の資産を有していない ※経営者が有している場合、適切な賃料が支払われているか賃貸借契約書等を添付 ② 法人から経営者等への資金流用（貸付金、未収入金、仮払金等）がない ※貸付金等がある場合、一定期間での解消意向を説明するため、契約書類等を添付 ③ 法人と経営者の間の資金のやり取りが社会通念上適切な範囲を超えていない ※具体的には、i) 役員報酬や配当、交際費等が法人の規模、収益力に照らして過大ではないこと、 ii) 経営者やオーナー一族への資金流出・意図的な資産のシフトはしていないこと
財務基盤の強化	④ 法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と説明できる （注） 現状では、EBITDA有利子負債倍率などの定量データの算出を求めているものの、どの水準であれば返済能力に概ね問題ないと言えるのかの目安がない
財務状況の正確な把握、 適時適切な情報開示等による 経営の透明性確保	⑤ 税務署に申告した財務情報と同一の情報が金融機関に適切に開示されている ⑥ 財務情報を適時適切に提供できる体制が整っており、継続的に提供する意思がある ⑦ 試算表と合わせて資金繰り表を提出し、金融機関に財務情報を提供する体制が整っている ⑧ 当面の資金繰りに資金不足が生じていないことが、資金繰り表により確認できる
—	⑨ 事業承継に取り組む事業者である

ガバナンスの水準例②（政府系金融機関等における基準）

- 信用保証協会だけではなく、**日本政策金融公庫**においても**経営者保証を徴求しない定量基準を設定**。

日本政策金融公庫・信用保証協会における経営者保証を徴求しない基準

		法人・個人の資産分離	財務基盤の強化	経営の透明性確保
ガイドラインを踏まえ、 定量基準を設定	経営者保証GL	① 法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されている ② 法人と経営者の間の資金のやりとりが、社会通念上適切な範囲を超えない	① 法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得る	① 適時適切に財務情報等が提供されている
	公庫中小 ^(※1)	要件なし （取引先全ての貸付審査時等に確認していることから、別途基準は設けていない）	以下のいずれにも該当しない先 ① 直近期において 債務超過 ② 直近2期において 連続して減価償却前経常赤字 ③ 償還条件変更先 ④ 延滞先	要件なし （取引先全てに決算書の提出を義務づけており、別途基準は設けていない）
	公庫国民 （経営者保証免除特例 ^(※1※2) ）	法人と代表者の一体性の解消が一定程度図られていること ^(※3) について、公庫において確認ができる	以下のいずれにも該当しない先 ① 直近期において 債務超過 ② 直近2期において 連続して減価償却前経常赤字 ^(※4) ③ 償還条件変更先 ④ 延滞先	要件なし （公庫からの求めに応じて、財務情報等について適時適切に提供することとなっている）
	信用保証協会 （金融機関連携型 ^(※5) ）	① 法人と経営者の資産・経理が明確に区分されている ^(※6) ② 法人と経営者の間の資金のやりとりについて、社会通念上適切な範囲を超えていない ^(※6)	以下のいずれにも該当しない先 ① 直近期において 債務超過 ② 直近2期において 連続して減価償却前経常赤字	① 適時適切に財務情報等が提供されている ^(※6)

（※1）この他、保証人の徴求が必要と判断される事情がある場合等、経営者保証を徴求する場合がある。

（※2）この他、取引金融機関と経営者保証免除に関する協調対応が見込める場合も経営者保証免除特例の対象。

（※3）事業上の必要が認められない法人から経営者への貸付金等がないことをいう。（※4）税務申告2期末満の先は、原則無担保無保証の新創業融資制度を適用。

（※5）この他、「申込金融機関において、経営者保証を不要とし、かつ、保全のないプロパー融資が存在すること」も要件。（※6）申込金融機関の判断。

（出所）日本政策金融公庫提供資料、信用保証協会HPにより作成。

ガバナンスの水準例③（公認会計士協会が公表している手続例）

- 日本公認会計士協会では、公認会計士及び監査法人が専門業務実務指針4400「合意された手続業務に関する実務指針」に基づき、経営者保証GLの「法人と経営者との関係の明確な区分・分離」に関する情報の信頼性向上に資するため、合意された手続業務を行う際の手続例を示している。

公認会計士及び監査法人が合意された手続業務を行う際の手続例

ガイドライン 3要件	要点	手続例
法人個人の 分離	事業上の必要性が認められていない法人と経営者との間での実質的な貸付又は借入が行われていない。	① 貸付金等に関する決裁規程等の有無について経営者又は担当者に質問し、社内規程がある場合は社内規程と突合する。 ② 経営者向け実質的な貸付金がある場合は、関係証憑（金銭消費貸借契約書及び返済計画書などの具体的証憑名を記載する。）を閲覧し、当該貸出額及び返済額について関係証憑を突合する。 ③ 経営者からの実質的な借入金がある場合は、借入条件（貸出日、返済条件、金利等）について経営者又は担当者に質問し、関係証憑を閲覧し、当該借入金条件と突合する。
	役員報酬等が法人の規模、事業内容、収益力等を踏まえ、社会通念上適切な範囲を超えていない。	① 役員報酬（役員賞与及び役員退職慰労金を含む。）の決定プロセスに関する社内規程の整備がなされているか否かについて経営者又は担当者に質問する。 ② 役員報酬の決定プロセスに関する規程の整備がされていない場合は、過去数年間の支出額に関する具体的計算根拠を、関係証憑と突合する。
経営の 透明性確保	社内管理体制が整備され、経営者の個人的な経費が経費処理されない仕組みが機能している。	① 経営者の個人的な経費が会社の経費として処理されないようにチェックする仕組みがあるか否か、経営者又は担当者に質問する。 ② 接待交際費の伝票に、接待交際の相手先、人数、目的、当方の出席者などの情報を記載する規程、内規があるか否か、接待交際に関する伝票と突合する。

政府としても経営者保証に依存しない融資慣行の確立を加速する方針

- 今夏の閣議決定文書において、経営者保証に依存しない融資を**一層推進すること**や、経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向けた**施策を本年度内に取りまとめること**が決定。
- 本年9月8日に公表した「中小企業活性化パッケージNEXT」において、**取りまとめ時期を「本年内」に前倒し**。

政府文書における経営者保証に関する記載

1. 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」(2022年6月7日閣議決定)

…さらに、今後の中小企業金融の方向性について検討を行い、経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向けた施策を本年度内に取りまとめる。

2. 「経済財政運営と改革の基本方針2022」(2022年6月7日閣議決定)

…加えて、創業等の促進のため、官民金融機関・信用保証協会における経営者保証に依存しない融資を一層推進する。

3. 「規制改革実施計画」(2022年6月7日閣議決定)

…また、現在、官民金融機関、信用保証協会における経営者保証に依存しない融資の取組状況を公表しており、引き続き当該取組状況をフォローアップしつつ、新規融資において、経営者への規律付けに留意した上で、経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向けた措置を講ずる。

4. 「中小企業政策審議会 金融小委員会 中間とりまとめ」(2022年6月6日)

…上記取組に加え、官民金融機関や信用保証協会における経営者保証徴求のあり方や中小企業のガバナンスのあり方を含めた今後の中小企業金融の方向性について検討を行い、金融庁とも連携し、経営者保証に依存しない融資慣行の確立を加速する施策を年度内にとりまとめるべきである。

5. 「中小企業活性化パッケージNEXT」(2022年9月8日)

…再チャレンジのネックとなる個人保証について、個人保証に依存しない融資慣行の確立に向けた施策を本年中にとりまとめ。

1. 中間とりまとめの進捗

2. 経営者保証に関する状況

3. 御議論いただきたい論点

御議論いただきたい論点

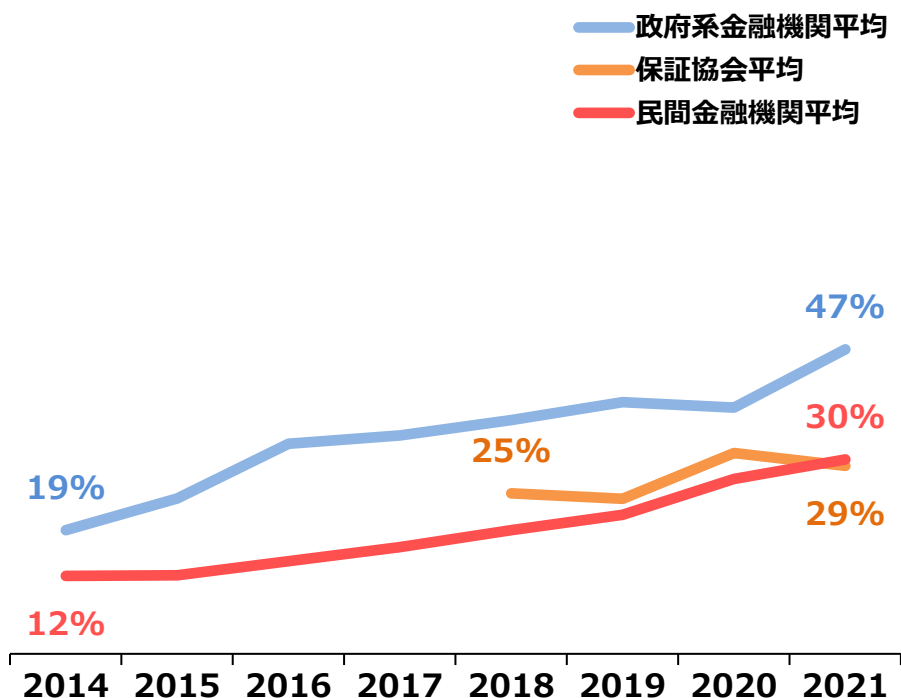
- ① 経営者保証ガイドラインの運用開始から8年が経過したが、経営者保証を徴求する新規融資が依然として過半であり、その弊害も継続。他方、経営者保証による経営の規律付けの効果を指摘する声も存在。
こうした状況も踏まえ、経営者保証の意義として指摘される経営規律を踏まえつつ、信用補完制度という官民連携ツールを活用し、事業者が経営者保証の提供有無を選択できる環境を整備することを目指すべきではないか。
- ② 同時に、経営者保証の解除、持続的な企業価値の向上を実現していくためには、中小企業自身もガバナンスを強化し、経営規律を確保することが重要。「中小企業収益力改善支援研究会」において議論されている中小企業のガバナンス向上支援の支援機関向けの実務指針においては、その実効性を確保する観点から、求めるガバナンスの水準を、実態に即し、かつ、具体的なものとするべきではないか。

参考資料 (経営者保証)

経営者保証に関する足下の状況：①新規融資・既存借入

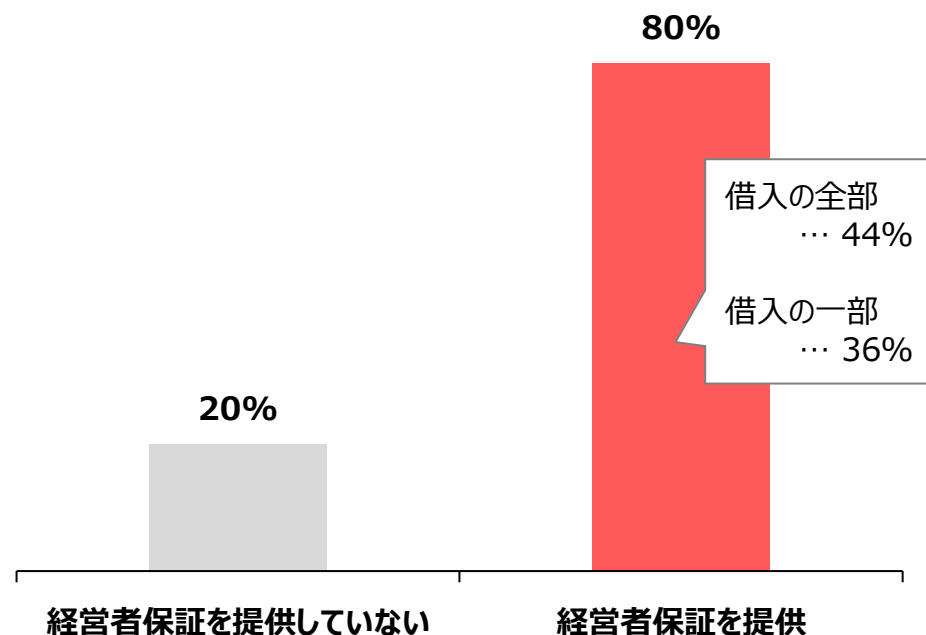
- 経営者保証ガイドラインの運用開始から8年以上が経過したが、**経営者保証に依存しない新規融資**は、増加傾向ではあるものの**5割未満**。**民間金融機関・保証協会は3割**。
- また、新規融資に限らず、既存の借入の全部又は一部に**経営者保証を提供**している事業者は**8割**。

経営者保証が外れている新規融資案件の割合



(出所) 金融庁HP、中小企業庁HP、日本政策金融公庫HPより作成。

経営者保証の提供状況（2020年度）



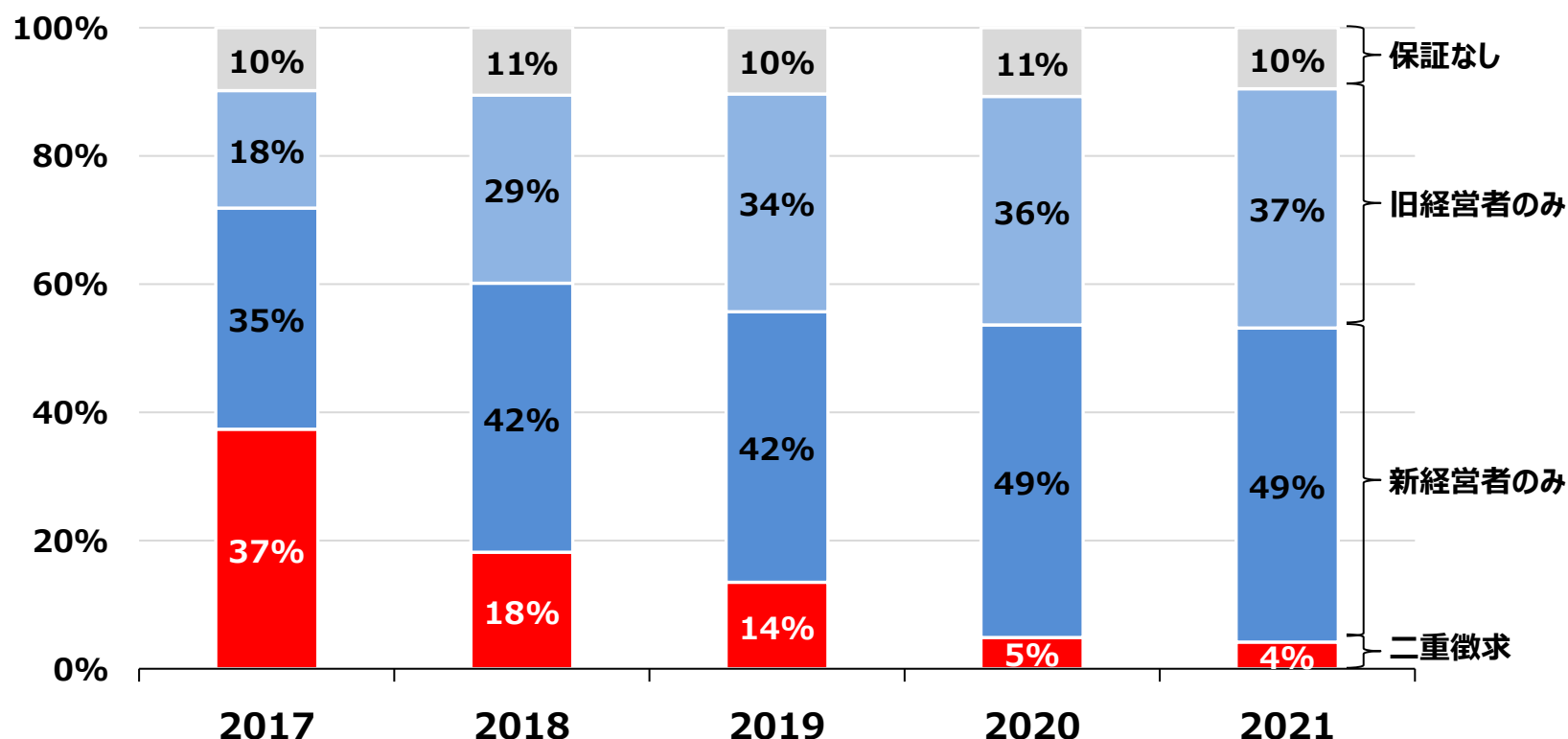
(注) n=4,802。

(出所) 「令和2年度「経営者保証に関するガイドライン」周知・普及事業報告書」より作成。

経営者保証に関する足下の状況：②事業承継時

- 事業承継時に、**新旧の経営者双方から経営者保証を徴求**（二重徴求）する案件は**4%まで減小**。
- 他方、新経営者又は旧経営者のいずれかから**経営者保証を徴求**する案件は**9割**。

民間金融機関の事業承継時の経営者保証の徴求状況

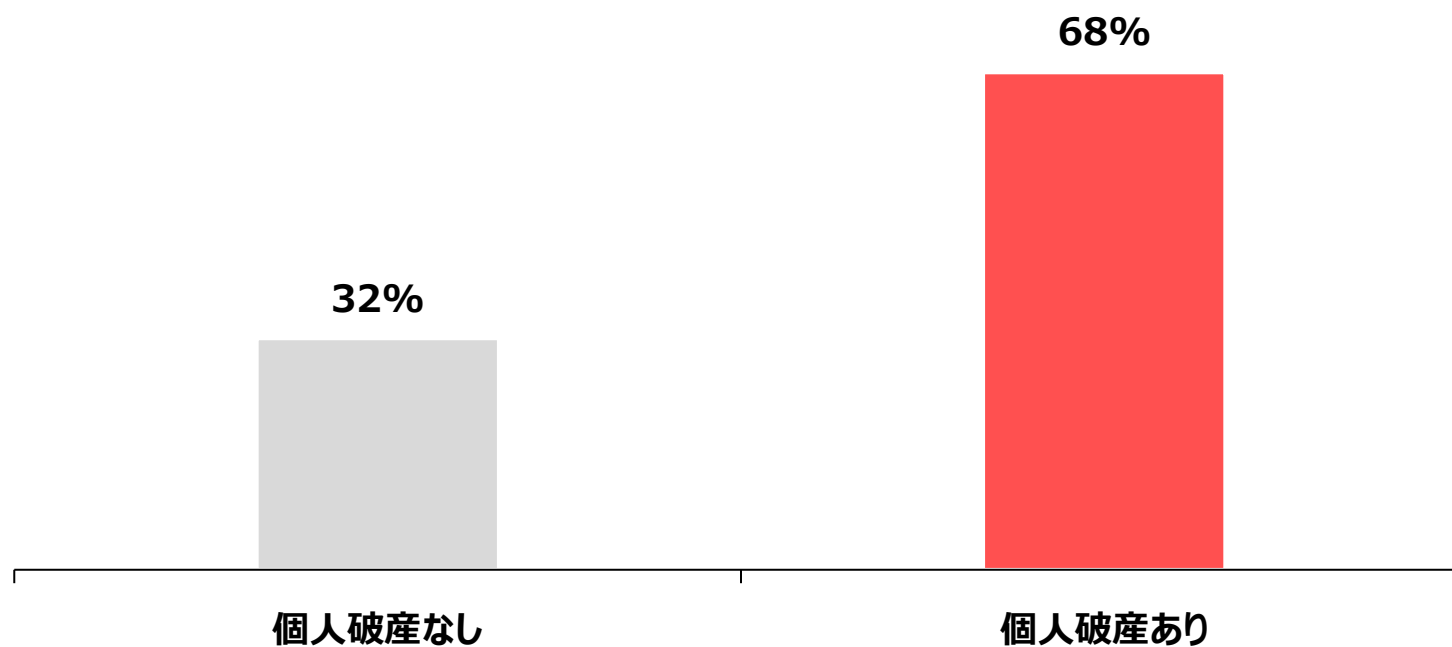


（出所）金融庁HPより作成。

経営者保証に関する足下の状況：③法人破産時

- **破産した会社の経営者**のうち、**7割が個人破産**しており、経営者保証による影響が推察。

破産会社の社長破産率（2020年度）

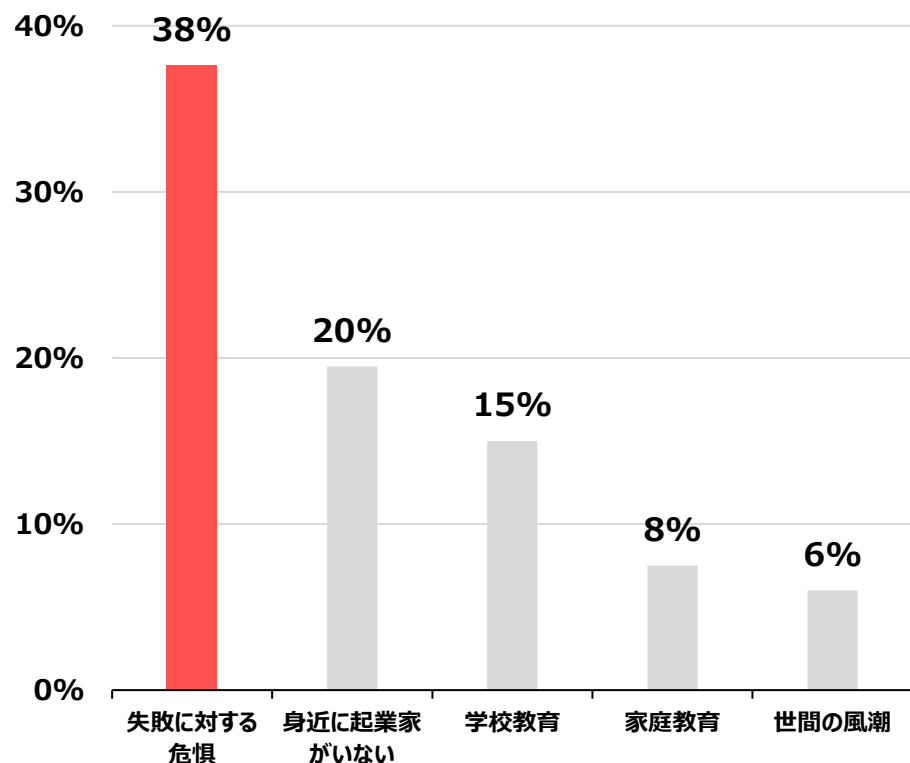


（注）2020年度（2020年4月1日～2021年3月31日）の官報公告で、破産開始決定を受けた株式会社、有限会社、合同会社の5,552社が対象。
（出所）東京商工リサーチ「破産会社の社長破産率」調査」（2021年8月）より作成。

経営者保証に関する足下の状況：④創業時

- 起業家に対する調査では、日本で起業が少ない原因として「**失敗に対する危惧**」と回答した者が**4割**で最多。
- 起業関心層に対する調査では、失敗時のリスクとして「**借金や個人保証を抱えること**」と回答した者が**8割**。

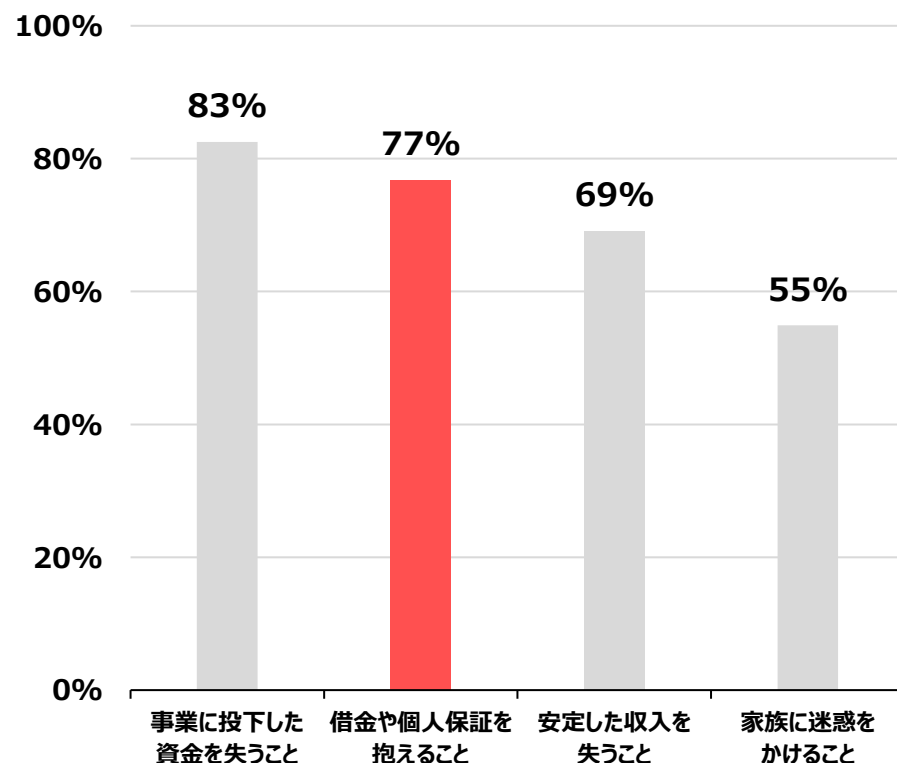
起業家が考える日本で起業が少ない原因



(注) 設立5年以内のベンチャー企業1,459社に対して、2020年5月13日から6月12日に実施したアンケート調査の結果（本問への回答は133社）

(出所) (一財)ベンチャーエンタープライズセンター「ベンチャー白書2020」より作成。

起業関心層が考える失敗時のリスク（複数回答可）



(注) 調査時期は2019年9月。上位4項目を抽出。n=252。

(出所) 日本政策金融公庫総合研究所「2019年度起業と起業意識に関する調査」より作成。

金融小委員会資料のデータ修正

- 第6回金融小委で使用した下記のスライドのデータについて、**グラフ内の結果を示す数値に変動はないものの**、脚注（n数）に誤植があることが判明したため、**修正**する。具体的には以下の通り。

該当スライド	修正前	修正後
「経営者保証に関する足下の状況： ①新規融資・既存借入」 (使用箇所) ・第6回金融小委員会 資料2 p35	【脚注】 (注)n=4,950。	【脚注】 (注)n= <u>4,802</u> 。